

鳥栖・三養基地区消防事務組合

令和４年８月組合議会定例会 会議録

令和４年８月２３日

1 出席議員氏名

松隈 清之	岡 広明	森山 林	江副 康成	西依 義規
重松 一徳	中村 絵理	宮原 宏典	松信 彰文	中山 五雄
田中 静雄				

2 欠席議員氏名

尼寺 省悟

3 会議録署名議員

江副 康成 中村 絵理

4 地方自治法第121条による説明員氏名

管理者	橋本 康志	副管理者	岡 毅
副管理者	松田 一也	副管理者	武廣 勇平
消防長	下田 辰也	次長	秋吉 孝二
次長兼鳥栖消防署長	森園 省三	次長兼予防課長	船津 直樹
総務課長	西山 伸一	警防課長	松永 康輝
情報指令課長	井上 耕一	西消防署長	田中 清雅
総務課長補佐	大畠 邦彦	総務課長補佐	牛嶋 崇宏
総務係長	園木 勝彦	財政係長	黒田 聡

5 議会事務局員氏名

総務係員 黒岩 義弘

6 議事日程

日程第 1	会期決定
日程第 2	会議録署名議員の指名
日程第 3	経過報告
日程第 4	管理者提案理由説明
日程第 5	佐賀県市町総合事務組合同規約の変更について
日程第 6	令和4年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算（第1号）
日程第 7	令和3年度鳥栖・三養基地区消防事務組合歳入歳出決算認定 について
日程第 8	鳥栖・三養基地区消防事務組合議会会議規則の一部を改正する 規則

7 議会に付した案件

議事日程のとおり

8 議会の経過

開会 9時58分から10時31分

(松隈議長)

おはようございます。

本日、鳥栖・三養基地区消防事務組合 告示第7号におきまして、組合議会定例会が招集されました。

ただ今、出席人員11人、よって定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。

これより令和4年8月 組合議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

日程第1 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

— (異議なしの声) —

(松隈議長)

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名につきましては、会議規則第94条の規定により、議長において江副康成議員並びに中村絵理議員を指名いたします。

日程第3 経過報告でございますが、お手元に報告書を配布いたしておりますので、これをもって報告にかえさせていただきます。

日程第4 管理者提案理由の説明を求めます。

(橋本管理者)

議長。

(松隈議長)

橋本管理者。

(橋本管理者)

おはようございます。本日、ここに令和4年8月組合議会定例会を招集いたしまして提案しております議案について概要をご説明し、ご審議をお願いすることといたしました。

提案いたしました議案のうち、議案第6号 佐賀県市町総合事務組合規約の変更について申し上げます。

佐賀県市町総合事務組合を組織します地方公共団体の名称が変更されたため、同組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第7号 令和4年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正予算につきましては、既決の予算に歳入、歳出それぞれ1,457万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億6,999万8千円といたしております。

歳入面では繰越金を追加する一方、諸収入を減額いたしております。

歳出面では総務費において負担金、補助及び交付金を追加するとともに、財政調整基金に1,417万9千円を積み立てることといたしました。

次に、議案第8号 令和3年度鳥栖・三養基地区消防事務組合歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入につきましては国庫支出金の減額に伴い、歳入総額15億2,013万1,994円となっており、前年度比0.02%の減でございます。

歳出につきましては経常的な支出のほか消防費の減額に伴い、歳出総額 1 5 億 3 8 0 万 4 0 8 円となっており、前年度比 0. 0 3 % の減でございます。

以上で、提案理由の説明を終わりますが、何とぞよろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

(松隈議長)

ありがとうございました。

日程第 5 議案第 6 号 佐賀県市町総合事務組合規約の変更について議題といたします。提案理由の詳細説明を求めます。

(西山総務課長)

はい、議長。

(松隈議長)

西山総務課長。

(西山総務課長)

みなさん、おはようございます。総務課長の西山でございます。

議案第 6 号 佐賀県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約について、ご説明いたします。会議資料①の 1 ページをお願いします。

本組合が議員・非常勤職員の公務災害補償事務について加入しております、佐賀県市町総合事務組合の組織する地方公共団体の名称が、令和 4 年 4 月 1 日付けで杵東地区衛生処理場組合から杵島地区衛生処理組合に変更されることにより、佐賀県市町総合事務組合の規約の変更が必要となるものでございます。

地方自治法第 2 8 6 条の 1 項では、一部事務組合を組織する地方公共団体の数を増減し、若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとする

るときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定めると規定されており、その協議については、同法第290条の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を経ることとなっておりますので、ご審議をお願いするものでございます。

④の議案参考資料の1ページから3ページに新旧対照表を添付いたしておりますのでお目通しいただきますようお願いいたします。

以上、説明とさせていただきますが、なにとぞ、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(松隈議長)

詳細説明が終わりました。これより議案第6号の質疑を行います。

— (なしの声) —

(松隈議長)

質疑を終わります。

本議案については、討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第6号 佐賀県市町総合事務組合理約の変更については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

— (異議なしの声) —

(松隈議長)

ご異議なしと認めます。よって、議案第6号 佐賀県市町総合事務組合理約の変更については原案のとおり決しました。

日程第6 議案第7号 令和4年度 鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算(第1号)を議題といたします。提案理由の詳細説明を求めます。

(西山総務課長)

はい、議長。

(松隈議長)

西山総務課長。

(西山総務課長)

議案第7号 令和4年度 鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算（第1号）についてご説明いたします。

別冊②の資料、令和4年度 鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算（第1号）の1ページをお願いいたします。

今回の補正でございますが、既決の予算の総額に歳入、歳出それぞれ1,457万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入、歳出それぞれ18億6,999万8千円といたしております。

それでは詳細について事項別にご説明いたしますので、8ページ、9ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが款8の繰越金は、科目設定をいたしておりましたが、令和3年度からの繰越金を1,633万1千円といたしております。

次に、款9 諸収入 項2の高速自動車国道救急業務支弁金でございますが、本年度の支弁金が確定いたしましたので215万1千円を減額し、補正後の額を433万4千円といたしております。

また、項3の雑入でございますが、コミュニティ助成金として40万円を追加し、補正後の額を958万5千円といたしております。

これは、後ほど歳出においてご説明いたしますが、幼少年消防用の鼓笛隊セット購入に伴う、一般財団法人自治総合センターからの助成金でございます。

9ページをご覧ください。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

款 2 総務費の項 1 総務管理費 目 1 の一般管理費でございますが、1, 4 5 7 万 9 千円を増額し、補正後の額を 1 5 億 6, 9 5 7 万 3 千円といたしております。

内訳でございますが、節 1 8 負担金、補助及び交付金の増額 4 0 万円でございますが、先程歳入で説明いたしましたコミュニティ助成事業につきましては、宝くじ社会貢献広報事業で、この事業の活用による幼年消防用鼓笛隊セット購入に伴う幼少年女性防火委員会に対する補助金でございます。

節 2 4 の積立金につきましては、繰越金の確定に伴う財政調整基金への積み立てを 1, 4 1 7 万 9 千円といたしております。

以上説明とさせていただきますが、なにとぞ、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(松隈議長)

これより議案第 7 号の質疑を行います。

— (質疑なしの声) —

(松隈議長)

質疑を終わります。

本議案については、討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第 7 号 令和 4 年度 鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算 (第 1 号) については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

— (異議なしの声) —

(松隈議長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号 令和4年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算（第1号）については原案のとおり決しました。

日程第7 議案第8号 令和3年度 鳥栖・三養基地区消防事務組合歳入歳出決算認定について議題といたします。提案理由の詳細説明を求めます。

（西山総務課長）

はい、議長。

（松隈議長）

西山総務課長。

（西山総務課長）

議案第8号 令和3年度 鳥栖・三養基地区消防事務組合歳入歳出決算について説明いたします。

別冊③の資料、歳入歳出決算書の3ページをお願いします。

歳入でございますが、款1 分担金及び負担金13億9,205万9千円、款2 使用料及び手数料431万8,462円、款3 国庫支出金及び款4 県支出金はありません。款5 財産収入99万6,574円、款6 寄付金はありません。款7 繰入金5,271万8,700円、款8 繰越金1,621万4,249円、款9 諸収入1,472万5,009円、款10 組合債3,910万円を収入いたしており、歳入の合計は、15億2,013万1,994円でございます。

続きまして歳出でございますが、款1 議会費29万1,200円、款2 総務費13億5,503万1,669円、款3 消防費4,774万4,994円、款4 公債費1億73万2,545円を支出いたしており、歳出の合計は15億380万408円であり、歳入歳出差引額1,633万1,586円でございます。

次に事項別明細で内訳を説明しますので、１４、１５ページをお願いします。

１５ページ歳入の収入済額をご確認ください。

歳入でございますが、款１分担金及び負担金１３億９，２０５万９千円を収入いたしており詳細につきましては備考欄に記載のとおりでございます。

款２使用料及び手数料で４３１万８，４６２円を収入いたしております。内訳でございますが、項１使用料２１万２６２円は敷地内に設置しております自動販売機１０台分の設置料、項２の手数料４１０万８，２００円につきましては危険物施設許可等の申請にかかる手数料２４１件分でございます。

款３国庫支出金、款４県支出金による収入はございません。

１６ページ、１７ページをお願いします。

款５財産収入９９万６，５７４円につきましては、項１の財産運用収入として各基金の預金利子で、詳細は備考欄に記載のとおりでございます。

項２の財産売払収入はございません。

款６寄附金による収入はございません。

款７繰入金金は５，２７１万８，７００円でございます。項１基金繰入金、目１財政調整基金繰入金の５，０６０万５千円は一般財源へ、目３消防施設等整備基金繰入金２１１万３，７００円は、令和２年度からの繰越事業でありました危険物施設整備事業費及び令和３年度に実施しました、庁舎外壁改修工事の設計業務費用に充当いたしております。

款８繰越金１，６２１万４，２４９円は、令和２年度からの繰越金でございます。

１８、１９ページをお願いします。

款９諸収入で１，４７２万５，００９円を収入いたしております。内訳でございますが、項１ 預金利子で３，８２９円、項２高速自動車国道救急業務支弁金で６４８万５，５８０円、項３雑入８２３万５，６００円となっております。これは、健康診断等に伴う佐賀県市町村職員共済組合からの助成金、また、佐賀県防災航空隊給与等負担金、さらに危険物安全協会負担金などでございます。

款１０組合債ですが、令和２年度事業でございました危険物施設整備事業を繰越事業といたしており、緊急防災・減災事業債を活用して３，９１０万円を起債いたしております。

一番下の欄になりますが、歳入合計、予算現額１５億１，９２９万１千円に対し収入済額は１５億２，０１３万１，９９４円でございます。

２０、２１ページをお願いします。

つづきまして、歳出でございますが不用額につきましては、節の主なものについてご説明させていただきます。

款１議会費で２９万１，２００円を支出いたしております。節１報酬２２万５，１６０円、節８旅費５万９，８００円、節１０需用費６，２４０円となっております。

次に、款２総務費で１３億５，５０３万１，６６９円を支出し、不用額は９７５万７，３３１円でございます。

項１総務管理費、目１一般管理費の内訳ですが、節１報酬で会計年度任用職員３名分の報酬などで５３５万４，２３８円、節２給料で５億３，２１９万５，１８０円、節３職員手当等で４億７，３４６万４，２８７円を支出いたしております。

職員手当等につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止により各種訓練等の中止や、研修会・講習会がＷＥＢ会議になったことによる時間外手当、また職員の休暇等の取得により休日勤務手当が予算見込み額減になったため不用額が多くなったところでございます。

節４共済費は１億９，５２９万２，３４４円を支出しております。

節７報償費４万３，９６０円を支出。

節８旅費２７９万８，９１０円を支出しており、主なものとして消防学校入校や救急救命士研修でございます。

２２、２３ページをお願いいたします。

節９の交際費で５，１８８円を支出。

節１０需用費で４，６９６万８，４２４円を支出いたしておりますが、消耗品費、

修繕料等の支出減などにより不用額が２００万５，５７６円となっております。

節１１役務費で１，６９４万２，８４６円を支出し、不用額が４８万２，１５４円となっておりますが、これは、情報通信費等の見込み減額及び健康診断料が安価になったためでございます。

節１２委託料で４，５６５万２，４４０円を支出いたしております。庁舎清掃業務委託料、高機能消防指令システム関係の保守業務等に係る委託料でございます。

節１３使用料及び賃借料で１，０７５万５，６３４円を支出いたしております。主に消防ＯＡ機器のリース料でございます。

節１４工事請負費１３７万６，４３０円を支出いたしております。これは、消防本部及び各消防署の事務所に取付けた防犯カメラ設置工事８台分と消防本部２階女子更衣室エアコン取替工事、また、新型コロナウイルス感染防止対策として、消防本部・鳥栖消防署のトイレ自動水栓取替工事を行ったものでございます。

２４、２５ページをお願いします。

節１７備品購入費で８６万３，１３７円を支出いたしております。内訳については庁用器具などを購入いたしております。

節１８負担金、補助金及び交付金で８５７万２７７円を支出いたしております。内容は佐賀県消防学校入校、救急救命士研修に伴う負担金でございます。

節２１保障補填及び賠償金の支出はございません。

節２４積立金でございますが１，３７５万７，５７４円を、備考欄に記載のとおり各基金へ積立いたしております。

節２６公課費で、車両２０台分の重量税と救急救命士２名の登録免許税として９５万１，２００円を支出いたしております。

総務費の項２監査委員費は３万９，６００円を支出いたしております。

２６、２７ページをお願いします。

次に、款３消防費で４，７７４万４，９９４円を支出いたしておりますが、内訳ですが項１消防施設費、目１消防施設監理費、節１７備品購入費で８１２万６，２９４

円を支出し、消防用資機材及び救助用器具を購入いたしております。

次に目2庁舎建設費、節12委託料56万8,700円を支出いたしております。これは、令和2年度より繰越いたしました危険物施設整備事業に伴う管理業務委託料でございます。

節14工事請負費3,905万円を支出いたしております。これは、令和2年度より繰越いたしました危険物施設整備事業費でございます。

款4公債費は1億73万2,545円を支出いたしております。

目1元金で9,939万4,170円、目2利子で133万8,375円となっております。詳細につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

款5予備費の支出はございません。

一番下の欄になりますが歳出合計予算現額15億1,929万1千円に対し、支出済額15億380万408円となっております。

30ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額15億2,013万1千円に対し、歳出総額15億380万円、歳入歳出差引額1,633万1千円、実質収支1,633万1千円となっております。

次に32ページ、33ページをお願いします。

財産に対する調書でございますが公有財産の建物につきましては、令和3年度の危険物施設整備事業完了に伴い、消防本部・鳥栖消防署9.0平方メートル、西消防署10.11平方メートルの増となっております。

34、35ページをお願いします。

備品でございますが、車両等の更新はございません。

36ページをお願いします。

救急・救助用器具の更新はございません。

37ページをお願いします。

基金の決算年度末現在高でございますが、財政調整基金は8,413万244円、

退職手当基金は4億3,447万1,435円、消防施設等整備基金は6億7,630万3,485円でございます。

以上、説明とさせていただきますが、なにとぞ、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(松隈議長)

詳細説明が終わりましたが決算審査の結果について、重松一徳監査委員からの審査報告をお願いします

(重松監査委員)

はい。

(重松監査委員)

吉田豊監査委員と行いましたけれども、私の方から審査意見書を報告させていただきます。

決算審査意見書

地方自治法第233条第2項の規定により、令和4年6月24日付で審査に付された令和3年度鳥栖・三養基地区消防事務組合歳入歳出決算について、管理者から送付された歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書は、地方自治法等関係法令に準拠して作成され、会計管理者保管の証書類、その他関係諸帳簿等により本日慎重に審査した結果、正確なものであることを認めます。

令和4年6月24日 鳥栖・三養基地区消防事務組合

監査委員 吉田 豊 監査委員 重松 一徳

鳥栖・三養基地区消防事務組合 管理者 橋本康志 様

以上です。

(松隈議長)

重松監査委員ありがとうございました。

これより議案第8号の質疑を行います。

(田中議員)

はい。

(松隈議長)

田中議員。

(田中議員)

1点だけお伺いをします。直近では非常にコロナが流行っております。コロナが流行った時期というのは約2年くらい前からだと思いますけれども、コロナの影響で、予算の方は別に異議はございませんけれども、コロナの影響で救急車の出動に対してなんか支障があるとか、そういうことはないんでしょうかね。

あの、令和3年度の決算添付資料の中では、救急車の出動回数というのは5千何百件、月になおすとだいたい440回くらいの出動されておられますね。かなり私は多いのではないかと思いますけれども、コロナの影響で出動回数が非常に多くなって救急車の救急活動に支障をきたすとかそういうことはないでしょうか。どうでしょうか。

(松永警防課長)

はい、議長

(松隈議長)

松永警防課長

(松永警防課長)

田中議員のご質問にお答えいたします。

本組合が新型コロナウイルス感染症の陽性者を搬送した救急件数につきましては、昨年１年間で３８件でしたが、本年は８月２１日まで既に２９０件、特に今月は１０７件と大幅に増加しているところでございます。なお、本年２月の第６波の時、国が示す現場滞在時間３０分以上、かつ、受入れ医療機関の問い合わせ回数が４回以上に該当する救急搬送困難事案が３件発生しておりますが、いずれも数時間救急車が移動できなかったということはございません。また、第７波における今月２１日まで救急搬送困難事案は発生しておらず、今のところ通常の救急業務に関し支障をきたしてはいないところでございます。以上ご回答いたします。

(田中議員)

はい。

(松隈議長)

田中議員。

(田中議員)

今のところ心配、支障をきたすようなことはないという答弁で非常に私はいい事だと思います。朝ここに出てきて、救急車が一つないものだから、すでに出払ってるとかなと感じを受けた次第でございます。それと、ここ１週間くらい前からですかね、各自治体でやはり救急車が出払っていないとか、それから救急車がなかなか消防署には帰ってこれないとか、それから、また酷いところではですね、救急車をつかえて消防車が出動したというところもあるみたいです。消防車はその救急患者を搬送するわけにはいきませんから消防車が出動して救急車が来るまで手当をしておる、そういう所も、まあ稀でしょうけどあるということで一番私が心配したのは、

そういう支障をきたすような事はないだろうかなと、心配したのだから質問させていただきました。どうもありがとうございました。

(松隈議長)

他にありませんか。

— (なしの声) —

(松隈議長)

質疑を終わります。

本議案については、討論を省略して、直ちに採決を行います。

議案第8号 令和3年度鳥栖・三養基地区消防事務組合歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

— (異議なしの声) —

(松隈議長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号 令和3年度鳥栖・三養基地区消防事務組合歳入歳出決算認定については原案のとおり認定することに決しました。

ここで、暫時休憩いたします。

そのままお待ちください。

(休憩)

(10時27分から10時28分)

(松隈議長)

それでは、会議を再開いたします。

申し上げます。ただいま、お手元に配布のとおり議案第9号 鳥栖・三養基地区消防事務組合議会会議規則の一部を改正する規則が提出されました。

お諮りいたします。この際、議案第9号 鳥栖・三養基地区消防事務組合議会会議規則の一部を改正する規則を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

— (異議なしの声) —

(松隈議長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号 鳥栖・三養基地区消防事務組合議会会議規則の一部を改正する規則を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議案第9号 鳥栖・三養基地区消防事務組合議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます

(岡副議長)

はい、議長。

(松隈議長)

岡広明副議長。

(岡副議長)

議案第9号 提案議案の説明を行います。会議の運営に定めております、鳥栖・三

養基地区消防事務組合議会会議規則を整理するとともに、標準市議会会議規則の改正に対応するため、その一部を改正するものでございます。よろしくご審議の程お願いします。

(松隈議長)

以上、提案理由の説明が終わりましたが、これより議案第9号の質疑を行います。

— (質疑なしの声) —

(松隈議長)

質疑を終わります。

本議案については討論を省略して、ただちに採決を行います。

議案第9号 鳥栖・三養基地区消防事務組合議会会議規則の一部を改正する規則については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

— (異議なしの声) —

(松隈議長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号 鳥栖・三養基地区消防事務組合議会会議規則の一部を改正する規則については原案のとおり決しました。

以上で本日の日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、令和4年8月組合議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

地方自治法第123条の規定に基づき、ここに署名いたします。

令和4年 8月29日

会議録署名議員

鳥栖・三養基地区消防事務組合議長

松隈清之

鳥栖・三養基地区消防事務組合議員

江副 康成

鳥栖・三養基地区消防事務組合議員

甲村 絵理